

平成24年度 第6回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成25年3月28日（木）午後3時

場 所 ふるさと府中歴史館 3階会議室

出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、長沢委員、中村委員、馬場委員、以上6名

事務局 後藤部長、江口課長、谷本課長補佐、塚原調査係長、庄司郷土資料担当主査、荻野事務職員

傍聴者 なし

1 審議事項

会長 それでは審議事項（1）について、事務局の説明求めます。

審議事項（1）国史跡武蔵国府跡及び武蔵国府に関する遺跡の保存管理の指針について（案）

事務局 （資料1の内容に沿って説明）これまでご審議いただいた中で、経過等が分からないということでしたので、（それを）「1. 指針策定の背景と目的」として簡単にまとめました。

そして、「2. 遺跡の概要と国府域の施設」として国府域の現状と現在の調査状況を別紙3、4、5として図で示してあります。それから、「国府域の施設」にどのような施設があるのかを列挙しました。

それから「3. 保存管理の地区区分」では、今まで審議していただいた中で難解だという意見が多かったもので、分かり易く、簡単にまとめました。その設定に基づいて別紙6の「保存管理地区図」を示しました。（地区区分は）4段階で、①国史跡と②国史跡隣接地は前回までと変わりません。③国府域は④国府関連遺跡の中に収まるよう矛盾の無い形で範囲を指定しました。

重要な遺構が出た場合の取扱いは、明記されていませんでしたので、それを（3）として今回追加いたしました。これは、「2. 遺跡の概要と国府域の施設」で紹介している施設もしくは関連施設の遺構が発見された場合に、必要な調査を行って文化財保護審議会に報告し、審議会の指示を受け、必要な手続き等を取って事業地の取得等を含め適切な保存を行うと付け加えました。

「4. 整備と活用」は、個別的な話ではなくて、短期的整備と長期的整備に分けて、すぐ出来ることと長期的に対応することに分けました。

4ページ目に用語の定義を載せました。用語と用語の指すイメージを示しま

した。

別紙１は前回と同じです。

別紙２は前回提示していた物が現状の調査で分かっている事が分り難かったので、現状調査の状況とその見つかった施設という形に変更しました。

別紙２を元にした別紙３では用語解説を追加しましたがそれ以外は変っていません。

別紙４・５も前回と変っていません。

別紙６は４区分に変えましたので、国史跡と国史跡隣接地は変っていませんが、国府域については、これまでの調査成果を元に一番可能性の高いエリアを囲う事にし、且つ、国府関連遺跡を飛び越えない範囲にしております。

以上が変更点です。

会長 文章の中の説明が足りない。保存管理の指針についてというけど、指針とはなんぞや、こういう指針であるという所があるので、説明ねがいます。

事務局 「１．指針策定の背景と目的」の文書の大半が背景です。府中市の名前の由来、調査が３５年以上という長い期間に及んだ、その結果として国衙後の史跡指定、御殿地の追加指定があった。という事で、府中市としては、長い間積み重ねて来た国史跡の部分とそれを取り囲む部分について将来にわたって保存管理をするということで、次世代に継承するための保存管理の指針を定めるということです。まさに、この最後の３行に目的をまとめてあります。

「２．遺跡の概要と国府域の施設」については、（１）までは前回と同様です。

前回、図面上で区画されたエリア・位置という出て来た物を中心に紹介をしたのですが、「（１）国府域の状況」では、逆に国府域の中にあるだろうという施設をまとめてあります。こういった施設が今後確認される可能性があるものとして挙げておりますので調査によってはこういった遺構が出てくることも想定されるということです。ここが大きく変った部分です。

「３．保存管理の地区区分」でも、前回、国府域を四角い形で分りやすくしたらどうかというお話があったのですが、遺構が実際、飛び出ているということなので、判っている所は取り込んでおいた方が良いかなということで、その実態に即した形に戻してあります。

「第１種何々」という言葉を使っていたのですが、非常に分りにくいということで、端的に国史跡、その隣接地、国府域、それを取りまく関連遺跡というふうに４段階に分けました。当然、史跡の中と隣接地は重要部分なので、ここで重要な物が見つかる可能性はあり、用地の取得の話が出ると思います。

国府域、国府関連遺跡においても重要な遺構が出た場合は、それを保存する

ように対応していくことは今回明記しました。その取扱いについては「(3) 重要な遺構の取扱い」で、どう対応するかをイメージしております。

「4. 整備と活用」では、前回のお話を元にまとめました。ここはそれほど変わっていません。

以上です。

会長 (地区区分を) 4つに分けて、その分けた基準は多少説明すべきではないの？とりあえず保存管理をしやすいように4つに分けておいたということですか？

事務局 2ページの3の(2)の①の前に今の先生のお話を入れるということによろしいですか？

会長 例えば4つに分けて、その分けた基準で保存管理を進めるということがあると思うのです。

事務局 そうですね。国府域の設定の前に、こういう風に区分けして考えたいという提示を盛り込むということですね。

会長 この①から④がメインの言葉でしょう。

事務局 そうです。

中村委員 分かりやすくするという事では、1ページ目の2.の「(2) 国府域の施設」というのは、未だ確認されている訳ではないので、そういう説明を入れた方がよいのではないか。国府域には以下の様な施設が存在したと推定されるというような。それで、こういう施設が出てきたら保存するという意味になるのだと思う。

馬場委員 新たに保存管理の指針を定めるものですという、3・4でやっと保存管理の指針が出てきます、2ではこういう区分をした上で、最後の保存管理をするということなのですね。だから、言葉は悪いですが、考え方の基準と保存管理の指針を定めるという、1の最後のところの「指針を定める」、2のところでは何か言葉を足したら、3・4が指針管理だと分かるのではないかと思う。2が間に挟まっているので保存管理の指針というのがダイレクトに結びつかない。だから、こういう区分をした上で次の保存管理をしますよという事がキー

ですね。新たに国府域の概要と保存管理の指針を定めるとか、概要を定めるとか。

事務局 そこは、前回までに、これまでの調査の状況と照らし合わせながら本質的価値と構成要素を明確化し、対象範囲と具体的な対応の取り扱い基準を定めるというのが長かったので、簡単にしたのです。

馬場委員 2に関する言葉を入れたら分かりやすい。正倉院というのはどのようなのですか？

事務局 言い方が定説化しておりません。国庁院に対して正倉院と呼ぶ考え方と、国衙と正倉という区分をする考え方もあります。では正倉という表現に変えます。

坂詰委員 1の「新たに保存・管理の・・・」を「以下のように保存・管理の・・・」にしてしまえば、全部が指針となる。

2の(2)は「国府域内に存在が予想される施設」としてしまえば全部入る。推定というといけないから予想という表現を使う方がよい気がします。

2ページの正倉院は難しい表現ですから、倉庫という意味なので何か適切な言葉があればそれが良い。

次の「国分二寺・・・」とありますが、この場合は、国府のことなので「総社」を前に持ってきた方が良いのではないのでしょうか。

国府付属寺院は色々と言っていますが「国府に関係すると思われる寺院」とかにしたらいかがですか。

あくまで、国府を中心にして考えるわけですから、国府を直接確定するものを前に持っていく、そして後者のグルーピングで国府に関係するものを入れるという約束事を入れるほうが良い気がします。国家仏教の体现の場というところは全部入ってしまう、だから、これを入れるのはどうかとなる。

もう一つは、駅家を入れているけど、今まで発見したところの道路跡は指定していますね。その道路をどこかへ具体的に入れたらどうでしょうか。そうでないと出て来た場合に指定する拠所が無い。駅家は限定された駅の空間ですから駅家と駅家を結ぶ中間の道路が出てくる可能性はあります。

国府の市と津、それぞれ説明してありますが一緒にしてしまってよい。普通は「国府津」とあると「こうづ」と読んでしまう。津といっても分からないので、国府の港とかにしたらいかがですか。それに津という名称は確か中世以降ですね、中村先生。

中村委員 古代でもあるとは思いますが、国府の津が古代にあるかは不明です。

坂詰委員 大体が中世でしょうね。だから分かりやすく港としたらいかがですか。

井戸が出てきた場合はどうするのですか？これは国府にあるであろう施設を機械的に羅列してあるので、井戸も入れたらよいと思う。井戸を残すのはすごく難しいけれど、今まで府中で良い井戸は沢山出てきましたから、何処か1箇所ぐらいは残したい。そこを考えていただきたい。

国学の学校というのは出て来るのですか？

事務局 国府の施設として想定されていますが、考古学的には非常に難しいです。

坂詰委員 国府に関連するという形の学校にしないと難しいです。そうしないと国分寺市の士官学校みたいな物があるのですかと質問を受け、困ってしまうことになる。

出来るだけ個別にインプットできる形にした方が、これをご覧になる一般の方には良いと思う。専門家に対しては「何々等関連遺跡」とか説明できるように、幅を持たせて書いた方が良いのではないかなと思う。この分け方は上手く解釈されて非常に良いと思う。

ただ、上に国史跡とあって、下に国府域と出て来る、上位で指摘された事がありますね、それを例えば国府内で重要で、こういう意見で保存されたとか、整備と活用については前を受けて如何様にも表現できると思う。

会長 国府域の施設の所で、どう表現すれば良い訳ですか。

坂詰委員 その他国府に関連する施設とすれば全部入ってしまう。

会長 それなら入れておいた方が良いと思う。そうしないと何か出てきた時にこれは入っていないとなってしまう。

坂詰委員 新しい種類の遺構に対応できるようにしておけば良いのではないかとおもう。そうすれば学校はその中に入る。

中村委員 軍団、学校等国府に関連する施設にしてしまうと良いかもしれない。

会長 交通機能と書いたら道路も入るでしょう。

中村委員 道路は入るけど、道路が出たら（現状）保存するかというと難しいでしょう。ここに挙げるのが良いのか分からない。

事務局 国分寺市の東山道武蔵路が全国で初めて史跡の指定を受けましたので、一応文化庁も踏み込みつつあるという認識ではおります。

例えば先生が仰った駅家や道路という風に挙げても良いと思います。「駅家や道路」とすれば道路そのものでは難しくても、何かに付随しているということで指定される可能性はあると思います。

ただ、あれはあくまで武蔵国分寺跡の中の東山道武蔵路という追加指定ですから、道路というだけでは難しいですが可能性としては挙げておくことはできます。

坂詰委員 東山道武蔵路という考え方が遺跡指定の基準になりました。武蔵路が来ていることは確実ですから、それに関連する遺跡が出る可能性はあります。例えば西の方でここら辺ではないかという市（いち）の特徴が出ていたので、そこら辺から出れば、道幅12～13mで道路を保存できるかもしれない。（この基準は、）北側から来る道路の延長線上に出れば保存対策になるのでしょうか。

事務局 国分寺から隣接した部分であれば、保存対策になると思います。

坂詰委員 あれは東山道が来ているわけですから。

道路を駅家に付属した物にする理由は、国府内の道路といたら大変な数になるためです。駅家に付属する道路に限定すれば公の国道という限定されたものになるからです。だから駅家を付けた方が良いでしょう。

会長 用語の定義はこれで大丈夫ですか。

中村委員 研究者がどう言うか、ではなくて、ここではこういう意味で使っていますという意味ですね？

事務局 そうです。

中村委員 そういう意味では問題ないです。

事務局 会長、先ほど2ページで坂詰先生が仰った保存管理の地区区分の①からの表現で、(ここではいきなり、①国史跡、②国史跡隣接地、③国府域となっているので)例えば①国府中枢部 国衙地区・御殿地地区、②国府中枢部 国衙隣接地とすれば、③国府域に繋がっていくという形でいかがでしょうか？元々は、そういう表現を使っていて、国史跡を前面に出す表現に変更したのですが。

坂詰委員 3. 保存管理の地域区分に「ブロック」とありますが、これは別の漢字表現にした方が良いでしょう。「区域」とかどうでしょう。

会長 官衙域、官衙地区ですか。

中村委員 ブロックと付けず、単に「官衙」だけでよいのではないですか。

会長 そうですね。

坂詰委員 「共同井戸」というのはどうでしょうか？井戸というのはみな共同で使うものなので、単に「井戸」でよい。

会長 なるほど。すると「一般の民家」の「一般の」も要らないのでは。

坂詰委員 要らないですね。

馬場委員 「区画溝により隔離された」というのは何処まで掛かっているのですか？「官衙」だけですか？

事務局 「官衙」だけです。

中村委員 そうなると単に「官衙」とできない。「官衙区画」ですかね。

会長 「区画」なら「ブロック」に近い意味になる。

馬場委員 あるいは、この間に「その他」と入れる(「官衙その他」にする)。

事務局 会長、質問の方はこれで宜しいですか？

会長 別紙の内容についてはどうですか。

中村委員 別紙6の国府域の紫色のぼやかした部分は説明が何も無いので、(紫色を無くして)外側に明確な線を引いた方が良いのではないかという気がします。紫色の部分はなんなんだという質問が出ると思いますので。

事務局 明確な境界線が引けないので紫色で幅を持たせています。範囲としては紫色の部分まで含みます。

中村委員 そうしたら、これはあくまで推定線だから、ぼやかしているという説明が必要になる。

坂詰委員 幅はとらなくてよい。境界線を引けということですね。であれば、紫色の外側をずっと囲っていったらどうですか？

会長 あいまいなら、その説明をいれる。そうでないなら、明確な境界線を入れるということですか？

中村委員 ええ、そうです。

事務局 それでは、その中に説明を入れましょう。線はもう少し細くします。

坂詰委員 国府域となると推定される範囲となりますが、そうではなくて、推定国府域とすれば良い。

会長 別紙1～4まで特に問題はないでしょうか。別紙5の紫の線の中に別紙1～5までの遺構・遺物が入っているのですか？

事務局 飛び出ているものは、もちろんありますが、全体としては中に入っています。

ご指摘いただいた事を再度訂正して、会長にご覧頂いて、ということでしょうか。

会長 大体の流れはこういったところですね。それでは、審議事項(2)について、事務局の説明求めます。

審議事項(2) 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の現状変更について

事務局 お手元の資料2をご覧ください。府中駅南口の第一地区市街地再開発事業が本年10月から本格的に始まる予定となりました。これは当然のことながら、ケヤキ並木に接する部分ですので、工事にあたってのケヤキ並木への保護に係る案が第一地区再開発組合から提出されましたので、その資料をまとめたものです。

地上部は十分なセットバックを行ってもらうことになりました。

ただし、2点問題があります。1点目はケヤキ並木に対しての日照の問題です。2点目は地下に対してはセットバックを行わないという方針ですので、ほぼケヤキ並木ぎりぎりの所の境界線まで掘削する事です。ケヤキ並木の根がどの程度延びているのか把握されていませんので分かりませんが、掘ってみたところ、ケヤキの木を支える太い根があった場合、その措置をどうするのか決めていかないといけないこともあるのです。それも含めて、当審議会でご審議いただきたいと思います。

補足します。以前、府中町1丁目のマンション建設の際にも、同様に、当審議会に事業計画をご説明いたしまして、審議会でのご意見を頂いて、それを踏まえて、教育委員会から東京都経由で文化庁にこのケヤキ並木の現状変更の取扱について、お伺いという形で提出いたしまして、ケヤキ並木への将来的な影響が全く無いとは言えないが、計画自体は保存に及ぼす影響は軽微という回答を頂いてマンション建設に至った経過があります。

今回この第1地区再開発事業につきましても、施工主は第1地区市街地再開発組合で、そこからこの様に事業計画とケヤキ並木の保存への配慮事項をまとめてもらいまして、この審議会でご意見を頂いた結果を踏まえて、教育委員会として文化庁にその取扱についての伺いを立てる次第ですので、前回と同様にご審議いただくために今回ご提案させていただくものです。

なお、第一地区再開発組合のケヤキ並木の保存に対する配慮としては、今ご説明したように、壁面後退（セットバック）と、ケヤキ並木への影響のモニタリングを既に実施していきまして、現状のモニタリングの結果を踏まえて、日影についての配慮を中心として、また、地下部の方は今ご説明しましたとおり、ケヤキに隣接している部分がありますので、それについては今日お手元の資料の最後の折込にあるように、ケヤキの根が出て来た場合は手作業で掘って、出た部分については十分な配慮をして工事を実施するとのことです。

事務局としては、今日いただいたご意見を踏まえて10月着工の予定ですから、早めに東京都経由で文化庁に照会を掛けていきたいと考えております。

また、本日、福嶋委員さんをご欠席となっておりますので、今日ご出席の委員さんのご意見とは別に、福嶋委員さんにも確認をさせていただきたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 今植わっている木が寿命を迎えて枯れて、そこに新しい木を植えた時に育ちますか。

事務局 それは大丈夫です。第3回の本審議会で報告させていただきました石垣の施工とともに所有者の方で枯死・伐採した古木の場所に既に補植をしています。三菱銀行前と八千代銀行前の計3本の若木です。今の先生のお話はそれと全く同じですので、保護管理計画に基づいた補植を行っていくことについては問題ないと考えております。

馬場委員 この辺の一番高い建物は？

猿渡委員 これ何mですか？

事務局 6.5mです。

中村委員 建物の高さの基準はあるのですか。

事務局 行政指導上は、ケヤキ並木の高さを超えないようにとお願いしています。

中村委員 強制力は無いのですか。

事務局 はい。強制はできません。

坂詰委員 このデータを見る限り、アセスは終わってますね。アセスは私的なものなので、後は話し合いの中で高度制限に掛かるかどうかには過ぎないのです。このアセスの材料を見ると細かいデータは出ていると思います。だから法的にはクリアしていると思います。

ですから、文化財保護審議会としては「前例に従って適切に対応すること。但し、施工にあたっては教育委員会の指示を受けること。」それで出して良いのではないのでしょうか。

中村委員 国史跡のケヤキ並木に対して影響は有る、無いはずは無いのです。ただそれが軽いかどうかだと思うのです。この影響は市が判断するのですか、

それとも国史跡だから国に判断してもらうわけでしょうか。

事務局 判断は、先ず市がしまして、「市としてはこう考えているのですが、文化庁さんはいかがでしょう。」と文化庁に伺いをたてます。

中村委員 ケヤキ並木への影響は有るけれど軽微だから許可したいと国に伺いを立てる。それで国が駄目だとか許可するとか判断する訳ですね。

会長 影響が有ることは明記した方が良いですか。

中村委員 もちろん、日照が減る訳でしょう。ここを掘れば根に影響もある。当然、影響はあるでしょう。

会長 地下水の流れも変わりますね。

中村委員 大きな影響か軽いかは分りませんが。

馬場委員 縄文の湯の建物は地下は深く無いのですか。

猿渡委員 たしか地下1階まででしたね。

事務局 地下1階プラス基礎です。だから縄文の湯はここまでの深さにはなっていません。ただ、高さは50m弱です。これより低い。ただし、本当はもっと高く立てられるところで階高を下げています。駅前のライオンズタワーの方がもっと高いです。

坂詰委員 環境アセスのレポートは教育委員会に提出されていますか？

事務局 そちらは未だ取り寄せていません。

坂詰委員 東京都が絡んでいますから、アセスのレポートはできているはずですね。

事務局 事業認可の段階で出来ているはずで。

坂詰委員 そうすると法律的な問題は無いと思いますが、文化財として何か言

えるかどうかですね。だけど、東京都のアセスは文化財関係者が入っていますから、そこでも意見は添付されているはずです。出来ればそこを確認されたらどうでしょうか？特に、環境アセスの中で景観分野はどうなっているかです。景観担当が居ますので、その景観担当がどういう表現をしているかを教育委員会で確認しておいてください。

会長 工事の予定はどうなっていますか。

事務局 平成29年3月竣工です。

会長 発掘調査は行うのですね。

事務局 発掘調査が平成25年の10月からです。

会長 半年後ですか。ずいぶん予定が詰まっているね。

事務局 日程は詰まっています。

坂詰委員 発掘は、何処がやるのですか。

事務局 再開発組合は、教育委員会と調査会の指導の元で民間事業者を選びたい意向です。

坂詰委員 その話し合いはついているのですか？

事務局 これからです。

坂詰委員 適切な対応をお願いします。

会長 ケヤキ並木を歩行者優先とか交通制限するとか計画がありましたね。

事務局 こちらは、代替道路の買収をやって出来た所から道路整備を行う予定です。順次それを進めて行きながら、この再開発の竣工に併せて京王線以南を歩行者専用道路化する計画で進めています。

会長 そうすると、この建物の出入口は東側にあるのですか。

事務局 南側つまりフォーリス側にあります。

会長 南側でケヤキ並木側に行かなくても出られるようになっている訳ですね。

事務局 そうです。

猿渡委員 高橋電気があった斜めの道も無くなるのですか。

事務局 無くなります。

馬場委員 府中駅からケヤキ並木へのアクセス道路ですね。

事務局 たましん府中支店の建替えて発掘調査をしたところ、斜めの道路が発掘されました。いま猿渡先生が仰った高橋電気さんがあった斜めの道の延長の道路跡で、馬場委員さんが以前お書きになった府中宿図の中に斜めの道が描かれておりまして、それが府中駅のホームからまた斜めにずれて、小金井街道に抜けているのではということが分りました。

そういう意味ではあの斜めの道は歴史的な道路ではないかということが裏付けられました。

猿渡委員 （再開発箇所隣接する）ケヤキ並木の石垣はそのまま残すのですか？

事務局 再開発の竣工に合わせて、また石垣は下げます。将来的には石垣を無くす方向で保護管理計画がまとまっています。ただ、今回下げてみて、特に古木の根が土盛り部分に入っていて、石垣を更に下げるのは難しいことが分ってまいりまして、対応に苦慮しているところです。

会長 今回、いろいろ出てきてしまったの？

事務局 はい、元は地面では無かった上の部分までかなり根系が伸びています。

会長 地面より石垣の部分が高くなってしまう。

事務局 出来るだけ時間を掛けて段階的に下げればそうはならないと考えてい

ます。

会長 では、そういうことでこれについての審議は終了とします。ところで、西側の所はどうなるの？

事務局 たましんさんも階高を抑えて、4階建で25mを越えない設計にいただいています。三菱は今のところ計画はありません。

会長 駅の北側は変化なしですか？

事務局 今のところ、他には大規模な開発計画は伺っておりません。

会長 以上で、今日の審議事項の審議を終わりとします。それでは報告事項について事務局より説明を求めます。

報告事項（１）国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備活用基本計画（報告）について

事務局 今年度、御殿地地区の保存活用に関する検討協議会を発足させました。

これまで3回開催しました。最終は今月開催しました。提出される基本計画の策定、報告につきましては、各委員さんに概ね了承いただいております。

現在、最終的な調整を行っております。その内容は次回の文化財保護審議会でご報告したいと考えております。

報告事項（２）平成25年度くらやみ祭特別展について

事務局 資料の最終ページにチラシを添付しております。4月20日（土）から5月6日（月）まで当館3階の会議室にて、綾部好男先生の「くらやみ祭画景展、いにしえを明日に伝える」というタイトルで絵画を展示する予定です。

昨年度も同じ綾部先生の展示をさせていただきましたが、今年度、新たに5点の着色された墨彩画でくらやみ祭の行事を描いた作品を新たに寄贈いただきました。更に今年は油彩画をお借りして、それらを中心に、昨年、寄贈いただいた墨彩画と併せて「くらやみ祭」の行事全貌を見ていただく予定です。単に美術というだけでなく、それぞれの行事がスケッチを元に克明に描かれていますので、くらやみ祭を将来に伝える歴史資料・民俗資料としても貴重な資料だと考えております。そういった趣旨で、本年もくらやみ祭画景展を開催する予定です。

なお、会期中の５月３日には展示解説といたしまして、作者の綾部先生の解説と郷土の森博物館の小野館長の講演も予定しております。

以上です。

報告事項（３）平成２４年度文化財保存活用事業報告及び平成２５年度文化財保存活用事業計画（案）について

事務局 まず、平成２４年度の報告です。お手元に追加でお配りした「平成２４年度文化財保護審議会議題一覧」をご覧ください。審議事項は「国史跡武蔵国府跡の保存管理の指針について」を中心にして本日まで、報告事項はその都度ご報告させていただきました。この審議会の議題以外にも、様々な文化財の保存・活用に関する事業を展開してまいりました。ほぼ毎月の様に事業等を実施いたして来たところでございます。

続きまして、平成２５年度の文化財保存活用事業計画です。この議題一覧をご覧くださいとお分かりように、特に国史跡武蔵国府跡の御殿地地区の追加指定が近年ありました関係で、どうしても史跡と天然記念物の関係の議題が多くなりました。引き続き来年度もこの武蔵国府跡全体の指針に基づく保存管理計画の策定が大きな仕事になります。

それと併せて、以前から懸案でありました各種文化財の指定候補リストを事務局の方で作成いたしまして、諮問させていただいて、指定の答申を頂きたいと考えております。例えば、以前からお話申しあげております大國魂神社所有の東照宮、手水舎等の市内の貴重な建造物、また、美術工芸品では同じく大國魂神社所蔵の獅子頭、考古資料では旧石器時代の武蔵台出土細石刃から鎌倉・室町時代の大量出土銭まで各時代のものがございますのでそれを整理してご提案いたしたいと考えております。

また、有形・無形の民俗文化財も今まで中々取り上げられておりません、また、明治時代からの読売新聞も登録候補です、そういったところを次回までに事務局が整理して是非来年度は計画的に指定を行って参りたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

会長 高安寺の高林吉利の墓はどうなったのですか？

事務局 高林吉利の墓石は、状態は以前審議会で見えていただいたとおりの状態です。

坂詰先生に見ていただいて、墓石の由来自体が高林吉利の時代より大分下る

可能性があるという見解をいただきまして、調査中ですが、どうも幕末辺りに立てられた墓石の可能性が出てきております。墓石自体はやはり高林吉利の時代ではないようです。

高安寺へその旨のお話をして、市の方で墓石を移動して保存するか、高安寺の方で修理していただくのかを協議してまいりたいと考えております。

会長 報告事項について何かご質問はありますか？ない様ですので、これで終わります。

次回は平成25年度の府中市文化財保護審議会の第1回です。

日程は、平成25年5月9日（木）の午前10時が第一候補、15日（水）午後2時からが第二候補となりました。

期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといたします。

（資料・図面等につきましては、現在審議中のため公開していないものもありますのでご了承ください）